

復旧・復興の現状と課題（概要）

平成 25 年 3 月
復 興 庁

- 避難者は、ほとんどが仮設住宅等に入居済みであるが、住宅の早期再建を望む声強い。
- 津波浸水地域については、住宅再建、高台移転や産業復興の推進、原子力災害については、避難者の帰還・定住のための環境整備と長期避難者への支援、による復興の加速化が今後の課題。

1. 被災者支援

（現状）

発災直後に約 47 万人に上った避難者は、現時点で約 31 万 6 千人となり、仮設住宅や借り上げた民間住宅等に入居。

（課題）

コミュニティの弱体化、被災者の孤立が問題となっているため、被災者に対する①見守り活動、②心のケア、③生きがいづくり、等の活動を行っている。

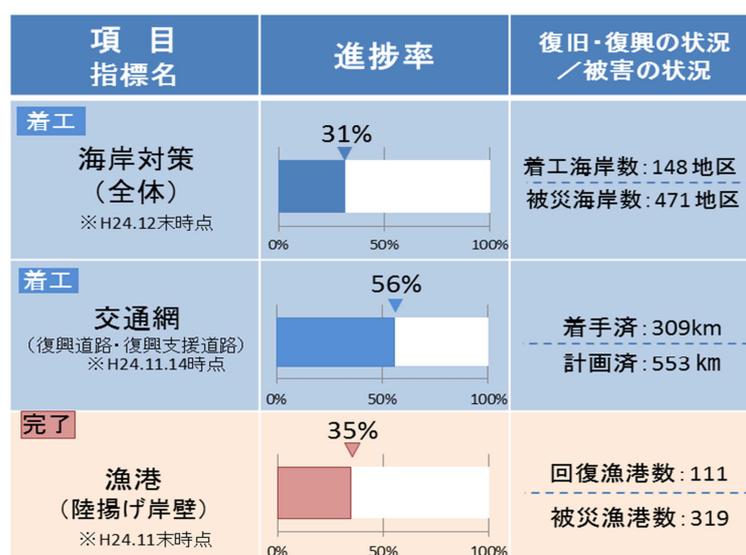
今後は、まちづくりの進展に合わせて、地域包括ケア等の観点を取り入れた医療・介護等の基盤整備や連携を進める。

2. まちの復旧・復興

(現状)

公共インフラの本格的復旧・復興は、事業ごと、市町村ごとに作成した事業計画及び工程表や指標を活用して、事業の進捗や今後の見通しの「見える化」や、進捗マネジメントを行っている。応急復旧段階から本格復旧・復興段階を迎え、現在の進捗状況は、おおむね各府省の復興施策に関する事業計画と工程表のとおりに進捗。

例)



住宅再建・高台移転は、防災集団移転促進事業を想定している地区の約9割で移転先地権者の同意や移転者が確定済み。順次、着工が始まりつつある。災害公営住宅についても建設が始まっている。

(復興まちづくりの進捗状況)

	防災集団移転促進事業	土地区画整理事業	災害公営住宅整備事業
想定地区数	224 地区	57 地区	(2 万戸以上)
うち、計画の決定や大臣同意等の法定手続き済み	205 地区 (大臣同意)	35 地区 (都市計画決定)	

がれきについては、被災3県沿岸市町村において推計で1,600万トンを超える量が生じた。平成23年8月には、居住地付近のがれきはほぼ撤去された。復興資材としての再生利用を進めるとともに、新設した仮設焼却炉による処分や広域処理により、宮城・岩手の2県では46%の処理・処分が完了(1月末現在)。

(課題)

(1) インフラ等の復旧

本格的な復旧を、国の事業計画及び工程表に沿って推進する。

(2) 住宅再建及び高台移転

個別事業（土地区画整理事業、防災集団移転促進事業等）のスピードアップのため、地域住民との調整や事業実施を円滑に進めていくことが最大の課題であり、復興交付金や、専門職員の派遣、円滑な施工確保等により引き続き支援する。

今後は、事業が円滑に実施されるよう、住宅再建・まちづくり関係事業に係る工程表と住宅・宅地の戸数の年度別目標の明示、事業実施に必要な権利調整と用地の確保、資材不足・人員不足の解消、自治体のマンパワーの確保と業務負担の軽減等に取り組む。

(3) 災害廃棄物（がれき）処理

災害廃棄物処理のより具体的な処理の方針や内容、中間段階の目標を設定した工程表に沿って、平成26年3月末までの処理・処分を確実にする。

今後は、福島県内等の放射性物質で汚染された廃棄物の処理が課題。

3. 産業・雇用

(現状)

広域でみた被災地域全体の鉱工業指数は、被災地域以外との差がなくなりつつあるが、津波被災地域等における産業や商店街などの本格的な復興が今後の課題。

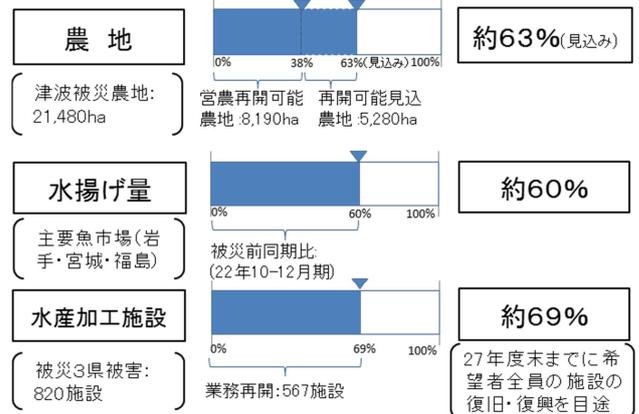
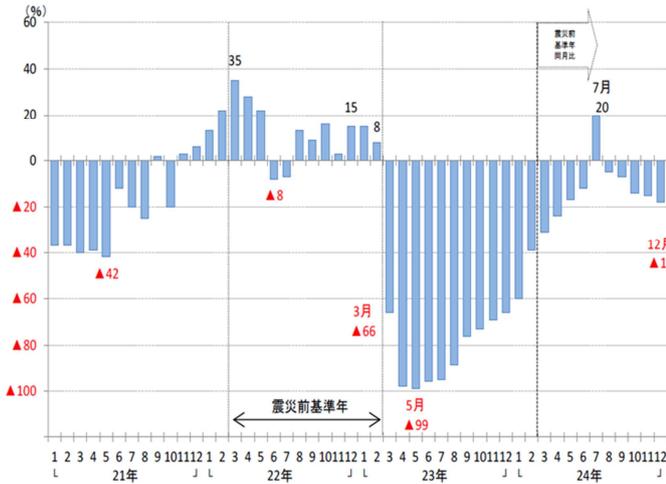
農業は、被災農地の38%で営農再開が可能となった。加えて、復旧の進展により、25年度は被災農地の63%で営農再開が可能となる見込み（25年1月末時点）。

水産業は、被災3県の主要魚市場の水揚げ数量が震災前の約6割となった。

被災3県の雇用情勢は、全体として落ち着いてきているものの、沿岸部の雇用者数は、震災前の水準まで回復していない。

(津波浸水地域に所在する鉱工業事業所の生産額試算値)

(第1次産業の復興状況)



(課題)

(1) 産業の復興

震災復興特別貸付などによる資金繰り支援のほか、グループ補助金や仮設店舗・仮設工場の整備・無償貸与等により支援し、水産加工施設や中小企業等の事業再開を図る。また、農地を復旧し、早期の営農再開を図るとともに、農地の大規模化等を推進する。

また、二重債務問題に関し、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構や、各県の産業復興相談センター・産業復興機構が連携して、過大な債務を負っている事業者の再生を支援する。

今後は、まちづくりの本格化と商業機能の復興の同時解決、復旧と併せた先進的な農林水産業の実現、被災地内外からの新たな投資の呼び込みをすすめる。

(2) 雇用

産業政策と一体となった雇用創出やミスマッチ（職種や産業などについて求人と求職がかみあわない状況）の解消により、就職支援を推進する。

4. 福島の復興

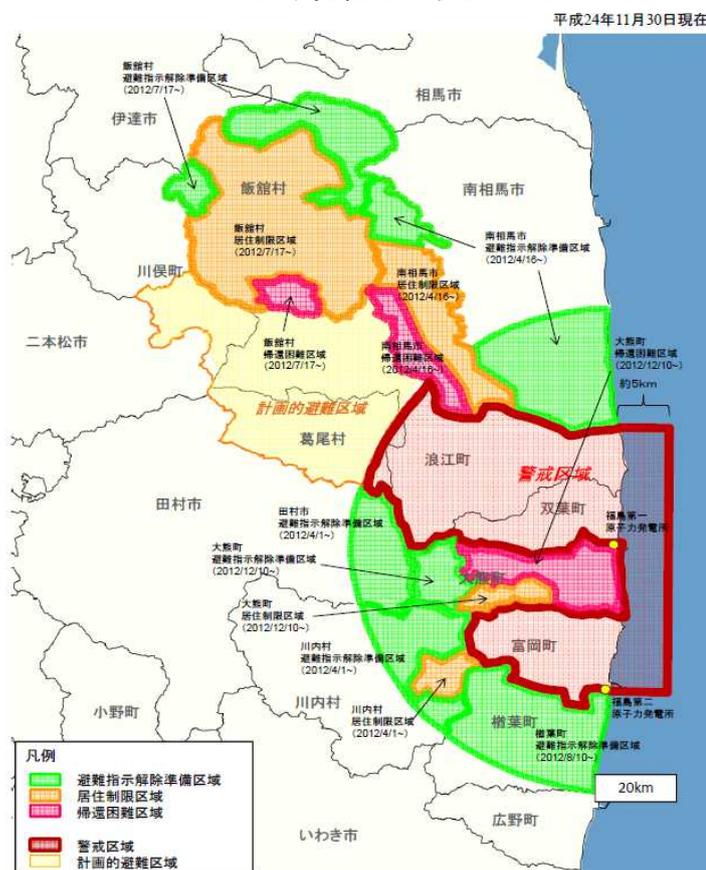
(現状)

福島県全体の避難者数は約 15.4 万人、避難指示区域等からの避難者数は約 10.9 万人。

避難区域の見直しを進め（見直しを行った自治体：6 市町村（※平成 24 年 12 月 10 日時点））、除染については、国直轄除染は 4 市町村について開始。

また、中通り地区、会津地区については、立地補助金等により企業誘致等が進捗。

区域見直しの状況



※内閣府原子力被災者生活支援チーム作成

(課題)

(1) 帰還・定住のための環境整備の強化

避難者の帰還や定住に向けた環境整備を総合的に推進し、復興を加速化する。

区域見直しの状況に応じて、除染、インフラ復旧、産業振興・雇用対策、営農再開を推進する。特に、今後1、2年のうちに住民の帰還を目指すことが可能となる区域においては、避難指示解除を待つことなく、帰還・定住を加速する。また、東京電力による円滑な賠償を促す。

さらに、放射線モニタリング、健康不安対策（リスクコミュニケーション、県民健康管理調査に必要な支援等）等を行うほか、食品の検査体制の充実、風評による経済被害を払拭するための措置を講ずる。

(2) 長期避難者等の対策

長期避難者のための生活拠点を整備する。

避難者の今後の生活再建に向けた意向調査の結果を踏まえて、避難元自治体、受入自治体、県、国による協議を迅速に進める。さらに、受入自治体における基盤整備、避難者支援のためのソフト施策を一体的に実施することにより、長期避難者のための生活拠点の形成を加速化する。